

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 5 8 号）」による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正、並びにその改正を受けて行われた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

第 2 改正の内容

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 1 項が同条第 1 0 項に繰り上げられたことに伴い、当該条項の引用規定の整理を行う。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設に係る読み替え規定の整理を行う。

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第20号

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「第11項」を「第10項」に改める。

第36条第3項後段中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。